

## バイオ・高分子シンポジウムにおける講演賞・ポスター賞規定

1. 対象とする講演・ポスターは、バイオ・高分子シンポジウムで発表された研究発表とする。対象者は講演申し込み時に届け出た発表者とし、代理発表は候補対象としない。講演賞およびポスター賞への応募者は発表当日において高分子学会に所属するバイオ・高分子研究会の会員で、講演賞は35歳以下の若手研究者、ポスター賞は学部および大学院に所属する学生を対象とする。また過去の受賞者は再応募できない。なお講演賞候補者は、博士の学位を有していることが望ましい。
2. 審査は公益社団法人高分子学会バイオ・高分子研究会の運営委員が行う。審査員の選出・依頼は運営委員長が行う。その際、発表者との利害関係を考慮する。
3. 候補となる講演・ポスターを数件程度のブロックに分け、それぞれを分担し審査する。また、一つの講演・ポスターを少なくとも三人の審査員が審査する。
4. 審査は下記の審査項目に従って行う。
5. 審査結果の集計、受賞者の最終決定は運営委員長に一任する。講演賞は2件程度、ポスター賞は3件程度とする。
6. 受賞者は、バイオ・高分子シンポジウムの懇親会において発表し、賞状を運営委員長から贈呈する。
7. 本賞の名称を「若手研究者奨励講演賞」・「学生優秀ポスター賞」とする。

講演・ポスター審査項目（各5点満点／総計15点）1）

研究内容（独創性、進歩性、有用性など）

2）講演またはポスターの説明（研究の目的・内容が明確に述べられているか。実験の記述は適切か。得られた実験結果を正しく解釈しているか）。

3）質疑応答（質問に対して的確な回答が得られたか）。

（平成23年5月26日承認）

（平成24年5月30日改訂）

（平成28年5月31日改訂）

（平成28年7月28日改訂）

（平成28年9月16日改訂）